

議題 1 関係

地域経済応援ポイントの移行に関する民間事業者との 確認事項のフレームについて (マイキープラットフォーム運用協議会の主な機能)

1 地域経済応援ポイント協力企業から自治体へポイント交換する場合の考え方について

＜Aが甲会社のポイントやマイレージを乙の自治体ポイント1,000ポイント（1,000円相当）に交換指示したと想定した場合＞

甲会社は乙の自治体ポイント1,000ポイントを乙から購入し、Aに景品として提供するとともに、乙に精算金（代金）として1,000円を支払うものとする。

(注1) 自分のポイントやマイレージを自治体ポイントに交換しようとする消費者（利用者）をAとする。

(注2) Aがポイントやマイレージを保有しているクレジットカード会社等を甲会社とする（甲は応援ポイント会社）。

(注3) ポイントやマイレージの交換先の自治体ポイントを自治体ポイント管理クラウドに設定している自治体を乙とする。

2 地域経済応援ポイント協力企業と各参加自治体とのルール設定について

1のようなポイントやマイレージの交換ルールについては、地域経済応援ポイント協力企業各社とマイキープラットフォーム運用協議会（仮称、以下「協議会」という）との間で合意し、確認書を取り交わしておくことにする。各参加自治体は協議会に加入することにより、確認書のルールに基づき、地域経済応援ポイント協力企業各社のポイントやマイレージを各自治体ポイントに交換することができるものであること。

地域経済応援ポイント協力企業各社

